

憲法9条、いまこそ旬！～憲法9条の現代的意味と憲法改悪の危険性～

はじめに 自己紹介+ 「九条の会」アピールに強く賛同する立場において

1・憲法とはそもそも何やねん

その前に 法とは何？ 国民の権利を保護するルール=役人の権力を拘束するルール！

憲法とは 国の根本的な組織（しくみ）と作用（はたらき）を定めた法であり

　　国のですべての法の上に置かれ最高の効力（ききめ）を持つ法である

17世紀にイギリス権利章典、18世紀にはアメリカ独立宣言やフランス人権宣言

→人々の自由・平等を実現するため国家権力は分立されるべきで議会が法を作るべき

20世紀の第1次大戦末期にロシア革命とドイツ革命・女性参政権の登場

→自由権だけでなく社会権（労働・教育・福祉）も保障されるべき

……20世紀前半の世界大戦を経て世界全体が立憲制（議会制）を獲得するに至った

2・今ある9条は何を決めてんねん

ポツダム宣言（米英中ソ）を受諾して 再出発！ 天皇主権原理に基づく帝国憲法を廃止

（軍国主義の完全駆逐・民主主義の復活強化・人権尊重の徹底・責任政府の樹立）

幣原喜重郎首相+GHQマッカーサーにより 9条を含む新憲法草案

*前文「日本国民は、…われらとわれらの子孫のために、…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意する。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。☆世界平和構築への決意！

*9条1項「日本国民は、正義と秩序を貴重とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」 2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」
国連憲章（1945・6 原案）とは異なり、原爆という兵器を見たからこそ制定された規定！！

3・誰が何のために9条を変えようとしたんねん、一体？

第2次大戦直後からの東西緊張（米ソ対立）の半世紀の中 9条は実現されずにおり

1989年以降の東欧革命+ソ連崩壊を世界と日本の状況変化が新たな選択を

　　アメリカ・日本の 財力と権力を有する人々の野望！ 都合のいい憲法に！

資本主義的経済の行き詰まりの打破を目指す 国外で軍事威嚇 + 国内で軍事需要

平和・人権をないがしろにする国づくり + これを支持する従順な国民づくり！

福祉・教育・労働分野での社会的弱者配慮政策を縮小させ 不満を増大させぬよう

各種法律の改悪や制定を開始させている → 有事法成立 + 教育基本法改悪へ

2005～2007年の間に国会法改正+国民投票法制定+憲法改正 国の形を作り変える？！

むすび 憲法は・人権は・民主制は、そして平和は、実現しているもの？では決してなく 国民一人ひとりが現在、そして将来に向けて実現させて行くべきもの！ 参考：11条, 97条

*いま世界の人々が、改めて日本国憲法9条に注目し、これを見習おうとしている！

*21世紀において、9条を世界に輝かせることこそが、日本国民の人類史的責務である